

## 金融円滑化管理規程

(目的)

第1条 この規程は、当組合の金融円滑化にかかる基本方針である「金融円滑化にかかる基本的方針」(以下「金融円滑化方針」という。)に則り、当組合における適切な金融円滑化管理態勢を確立するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、「金融円滑化管理」とは、当組合が行う信用事業の貸付け業務において、利用者に対して必要な資金を供給していく観点から、次に掲げる事項を達成するために必要な管理をいう。

- (1) 利用者の経営実態等を踏まえて、適切に新規融資や貸付条件の変更等を行うことの確保
- (2) 債務者の経営実態等を踏まえて、経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援を行うことの確保
- (3) 与信取引(貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約)に関し、利用者に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保
- (4) 利用者からの与信取引に係る問い合わせ、相談及び苦情への対応が適切に実施されることの確保
- (5) 「経営者保証に関するガイドライン」に基づく適切な対応を含め、その他金融仲介機能を積極的に発揮するために必要な措置が適切に行われることの確保

2 この規程において「金融円滑化管理責任者」とは、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する者をいう。

3 この規程において「金融円滑化管理責任部署」とは、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する部署をいう。

4 この規程において「金融円滑化管理担当者」とは、金融円滑化管理責任者の指示を受け、支店における金融円滑化の実施のため、第7条に定める役割を担う者をいう。

(理事会)

第3条 理事会は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に配意しつつ、当組合における金融円滑化方針を定めるとともに、適切な金融円滑化管理態

勢を整備・確立する責任を有する。

(金融円滑化管理委員会)

第4条 前条の責任を果たすために必要な金融円滑化態勢整備にかかる企画、推進及び進捗管理に関する重要な事項を協議し、その結果を金融円滑化管理責任部署等が行う施策に反映させるため、金融円滑化管理委員会において次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 金融円滑化にかかる基本の方針の原案および改正案に関すること
- (2) 金融円滑化にかかる重要な規定の制定および改廃に関すること
- (3) 金融円滑化にかかる重要な取組事項等に関する実施計画の策定および進捗管理に関すること
- (4) 金融円滑化にかかる施策の実施状況およびその分析結果、利用者からの金融円滑化にかかる重要な相談・苦情等を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
- (5) その他重要な金融円滑化に関する情報、法定等改正による重要な制度変更社会情勢の変化を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
- (6) 金融円滑化にかかる役職員の教育および能力向上態勢の整備に関すること

2 金融円滑化管理委員会における協議の充実を図るため、次の各号に掲げる事項について金融円滑化管理委員会に報告する。

- (1) 金融円滑化にかかる重要な施策の実施結果およびその評価等
- (2) 利用者からの金融円滑化にかかる重要な相談・苦情等の内容および分析結果
- (3) 法令等改正による重要な制度変更、社会情勢の変化等の金融円滑化に関する一般情報
- (4) その他委員会の協議の充実に資する事項

(個別案件の適切性確保に関する措置)

第5条 金融円滑化の観点からの個別案件にかかる対応の適切性等を確保するため、関係部署間で十分な連携を図る。

(金融円滑化管理責任者・管理責任部署の役割・責任)

第6条 金融円滑化管理責任者は、信用事業担当理事とし、管理責任部署は本店融資部門（金融共済部融資課）とする。

2 金融円滑化管理責任者・管理責任部署は、この規程で別に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 所管する金融円滑化に関する規定の制定および改廃の立案ならびに決定後

の周知

- (2) 金融円滑化に関する施策の立案ならびに決定後の周知、実施および進捗管理
- (3) 金融円滑化管理態勢全般の運営状況にかかる理事会および監事への報告。  
特に、経営に重大な影響を与える、または利用者の利益が著しく阻害される事案については速やかに報告する。
- (4) 金融円滑化関連情報の収集、管理、分析及び検討の実施
- (5) 利用者からの金融円滑化にかかる相談への対応
- (6) 債務者の経営再建計画策定に向けての相談・支援、経営再建計画策定後の進捗状況管理・助言等への対応
- (7) 各支店からの金融円滑化にかかる照会への対応、および各支店への金融円滑化にかかる指示、助言、勧告、または指導
- (8) 金融円滑化にかかるモニタリングの実施
- (9) 金融円滑化管理担当者との連絡および連携
- (10) 金融円滑化方針に基づく各支店の金融円滑化実施状況にかかる業績評価の原案の策定
- (11) 貸付条件の変更等の申込状況・実施状況の開示等のために必要となる各支店からの報告の徴求
- (12) 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施
- (13) 信用リスク管理態勢、利用者保護等管理態勢等の関連する管理態勢との連携および調整

(金融円滑化管理担当者の役割・責任)

第7条 金融円滑化管理担当者は、各支店の支店長とする。

2 金融円滑化管理担当者は、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 金融円滑化管理責任部署からの指示に基づく金融円滑化の実施状況および計数の報告
- (2) 金融円滑化にかかる諸規定および関係部署からの指示事項の支店内の周知
- (3) 金融円滑化管理責任部署との連絡および連携
- (4) 金融円滑化に関する支店の職員からの相談および支店の職員に対する教育
- (5) 利用者からの金融円滑化にかかる苦情・相談への対応適切性の確保
- (6) 利用者からの申込み、相談等にかかる記録作成および保管の適切性の確保

(苦情相談窓口等)

第8条 利用者からの金融円滑化にかかる相談窓口を、各支店融資部門に設置

する。

- 2 利用者からの金融円滑化にかかる苦情については、本店融資部門（金融共済部融資課）で受付け、「苦情処理対応要領」により取扱うものとする。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行うものとする。

（金融円滑化実施状況にかかる記録の作成および保存）

第9条 各支店では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成する。

- 2 当該記録の保存は、作成の日から5年間とする。

（モニタリング）

第10条 リスク管理統括部署は、各支店における金融円滑化の実施状況をモニタリングし、金融円滑化対応にかかる適切性および十分性が確保されているか継続的に確認し、問題等が認められた場合には各支店に必要な指導を行う。

- 2 リスク管理統括部署は、各支店が金融円滑化実施状況にかかる記録類を適正に作成し、事後検証ができるように適切に保管しているかモニタリングをする。
- 3 リスク管理統括部署は、前2項のモニタリングとして、オンサイトならびにオフサイトの手法による実施方法により、毎年度における実施計画等を策定しモニタリングを実施するものとする。

（研修等）

第11条 金融円滑化管理責任部署は、主催する業務研修等の機会を活用して金融円滑化にかかる規則類、留意事項等にかかる教育を行うものとする。

（態勢運営の評価・改善活動）

第12条 行政検査、内部および外部監査、全中および農林中央金庫の指導、各種調査の結果、各部門からの報告その他金融円滑化管理の状況に関する情報等に基づき、金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理対応の状況を把握し、管理の実効性を評価したうえで、態勢上の改善すべき点の有無およびその内容を検討するとともに原因を分析する。

- 2 前項に定める取組みの内容等は、金融円滑化管理委員会に協議または報告を行い、必要に応じて理事会に報告し、またはその議決を受ける。

（規定の改廃）

第 13 条 この規程の重要な改正および廃止は、金融円滑化管理委員会での検討・協議に基づき、組合長が決定する。

附 則

この規程は、平成 22 年 1 月 28 日から実施する。

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から改正実施する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から実施し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

この規程は、平成 28 年 1 月 18 日から改正実施する。

この規程は、平成 31 年 3 月 1 日から改正実施する。